

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例【保健福祉局地域支援部介護保険課】 6 6 5

◇ 規 則

- 北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例施行規則【保健福祉局地域支援部介護保険課】 6 6 7

◇ 告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境保全課】 6 6 8

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局会計規程の一部を改正する規程【交通局総務課】 6 7 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を、介護従事者の処遇の改善に伴う介護保険料の額の上昇を軽減するための費用等に充てるため、北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置することにしました。

条例では、基金の設置、基金の積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、平成21年3月19日から施行することにしました。

◇北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例施行規則

北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成21年3月19日から施行することにしました。

北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第4号

北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金（次条において「交付金」という。）を、介護従事者の処遇の改善に伴う介護保険料の額の上昇を軽減するための費用等に充てるため、北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、交付金に相当する額その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合は、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認める場合は、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次に掲げる費用の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(1) 市が行う介護保険に係る第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）から徴収する介護保険料を軽減するための費用

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課及び徴収に係る電子計算機処理に係るシステムの整備その他当該軽減措置の円滑な実施に必要な準備のための費用

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例施行規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 19 号

北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例施行規則

(基金の管理)

第 1 条 北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金（第 3 条において「基金」という。）は、保健福祉局長が管理する。

(繰替運用の方法)

第 2 条 北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（平成 21 年北九州市条例第 号）第 5 条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度保健福祉局長が財政局長と協議の上定める。

(帳簿)

第 3 条 保健福祉局長は、北九州市介護従事者処遇改善臨時特例基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

北九州市告示第 83 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 21 年 3 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市門司区小森江二丁目 2 番 1 号
神鋼メタルプロダクツ株式会社
代表取締役 尾崎 幸一

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市門司区小森江二丁目 2 番 1 号
神鋼メタルプロダクツ株式会社

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	66 号 電気めっき施設
名称	モールド工具クロムメッキ施設
能力	モールドクロムメッキ 15 本／日

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後

ウ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし

エ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値、最大の値
等

汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 0.1 最大 0.1
水素イオン濃度	1.0 ~ 1.8
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 3.0 最大 5.0
浮遊物質量 (mg/l)	通常 17 最大 20
銅含有量 (mg/l)	通常 18 最大 61
クロム含有量 (mg/l)	通常 360 最大 2,400
窒素含有量 (mg/l)	通常 1.0 最大 2.0
りん含有量 (mg/l)	通常 0.10 最大 0.20

六価クロム化合物 (mg/ℓ)	通常 3 1 5 最大 2, 1 0 0
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 8 最大 1 5
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 . 6 最大 8 8

(4) 汚水等の処理方法に関する事項

ア 処理施設の名称、処理施設の能力及び処理の方法

名称	モールドメッキ廃水処理施設
能力	1 . 0 m³/日 (0 . 5 m³ × 2 バッチ)
処理の方法	中和還元ろ過法

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日
既設

ウ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

使用時間間隔	8 時～1 6 時 1 5 分
1 日当たりの使用時間	6 時間
季節的変動	なし

エ 使用時における当該汚水処理施設による処理前及び処理後の汚水等の
1 日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常
の値、最大の値等

名称	モールドメッキ廃水処理施設		
汚水量	処理	通常	0 . 5

(m ³ / 日)	前	最大	1. 0
	処理	通常	0. 5
	後	最大	1. 0
水素イオン濃度	処理前		1. 0 ~ 1. 8
	処理後		8. 0 ~ 9. 0
化学的酸素要求量 (mg / l)	処理前	通常 最大	3. 0 5. 0
	処理後	通常 最大	1. 3 3. 0
浮遊物質量 (mg / l)	処理前	通常 最大	1 7 2 0
	処理後	通常 最大	3 5
クロム含有量 (mg / l)	処理前	通常 最大	3 6 0 2, 4 0 0
	処理後	通常 最大	0. 0 5 0. 1 0
窒素含有量 (mg / l)	処理前	通常 最大	1. 0 2. 0
	処理後	通常 最大	0. 2 5 0. 3 0

りん含有量 (mg / l)	処理前	通常 最大	0.10 0.20
	処理後	通常 最大	0.01 0.02
六価クロム化合物 (mg / l)	処理前	通常 最大	315 2,100
	処理後	通常 最大	0.03 0.05
ほう素及びその化合物 (mg / l)	処理前	通常 最大	8 15
	処理後	通常 最大	0.3 0.5
ふっ素及びその化合物 (mg / l)	処理前	通常 最大	4.6 88
	処理後	通常 最大	0.2 0.4

備考 処理水は、公共下水道に全量排出する。

(5) 排水に関する事項

ア 排出口名

No. 2排水口

イ 水質

汚水量 (m ³ / 日)	通常	5,600
	最大	5,600
水素イオン濃度	通常	8.1
	最大	9.0

化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常	3 . 0
	最大	5 . 0
浮遊物質 (mg / ℓ)	通常	1 1
	最大	1 8
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg / ℓ)	通常	1 未満
	最大	1 未満
窒素含有量 (mg / ℓ)	通常	1 . 0
	最大	2 . 0
りん含有量 (mg / ℓ)	通常	0 . 1 0
	最大	0 . 2 0

備考 公共用水域には、間接冷却水のみ
排出する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成 2 1 年 3 月 1 9 日から同年 4 月 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 2 1 年 4 月 9 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市交通局管理規程第3号

北九州市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月19日

北九州市交通局長 末 松 茂

北九州市交通局会計規程の一部を改正する規程

北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「たな卸資産及び」を削る。

第73条中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に、「つとめ」を「努め」に改める。

第75条各号列記以外の部分中「総務課長」を「主管課長」に改める。

第78条第1項、第79条及び第80条中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に改める。

第82条第1項中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員又は運輸課企業出納員」に改め、同条第2項中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に改める。

第83条の見出し中「払出材料」を「払出したたな卸資産」に改め、同条中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に、「建設改良又は修繕のために払出した材料」を「前条の規定により払い出したたな卸資産」に改める。

第84条第2項中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に、「受入れた」を「受け入れた」に改める。

第85条中「運輸課長」を「業務課長及び運輸課長」に、「うえ」を「上、」に改める。

第86条中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に、「つとめなければならない」を「努めなければならない」に改める。

第87条第1項中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に改める。

第90条中「総務課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に、「前項の」を「前条第2項の規定による」に改める。

第91条第2項中「第78条中「運輸課企業出納員」を「同条第1項中「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に改める。

第122条第2項中「運輸課企業出納員」を「業務課企業出納員及び運輸課企業出納員」に、「庫入する」を「庫入れする」に改める。

付 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。